

平成26年1月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を、平成〇年〇月から停止するとした処分の取消しを求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、統合失調症(以下「当該傷病」という。)による障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める2級の程度に該当するとして、障害基礎年金の支給を受けていた。
- 2 請求人は、障害の程度について再調査を要するものとして、平成〇年の障害状態確認届・受給権者所得状況届(以下「障害状態確認届等」という。)に国民年金障害基礎年金診断書の添付を求められたため、平成〇年〇月〇日(受付)、障害状態確認届等及び傷病名を覚醒剤中毒後遺症とする平成〇年〇月〇日現症の診断書(以下「現状診断書」という。)を日本年金機構に提出した。
- 3 これを受けて、厚生労働大臣(以下「保険者」という。)は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「障害の程度が、厚生年金保険法施行令別表第1に定める障害の状態に該当しなくなったため」として、平成〇年〇月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求をした。
- 5 なお、原処分の理由は上記のとおりであるところ、保険者が審査請求に対する意見として審査官に提出した意見書には、「請求人の障害基礎年金については、

平成〇年障害状態確認届により障害の状態を診査した結果、対象傷病は国年法第69条に定める給付の制限に該当するため、当該傷病を支給事由とする障害基礎年金は、平成〇年〇月の受給権発生日に遡ってその裁定を取り消す。」との意見が記載されている。しかし、保険者代理人は、審理期日において、① 本件障害の状態が覚醒剤の影響によるものと判断した、② その結果、障害基礎年金裁定取消しをする予定であったが、さらに詳細な調査が必要との判断に至った、③ 上記意見書は、裁定取消しを行うという前提で作成されたものであるが、④ 現段階では、調査続行中であり、未だ、裁定取消しは行っていないとした上、「本件障害の状態は、覚醒剤等の使用により生じたものであるから、対象傷病である統合失調症の障害の程度は確認できないため、国年令別表に定める障害の程度には該当しない。」との意見(以下「保険者意見」という。)を述べた。したがって、原処分の際に提示された意見は、審理期日において、保険者意見のとおりに変更されたものである。

第3 問題点

- 1 障害基礎年金は、障害の状態が、国年令別表に定める程度に該当するほか、その他の所定の要件をも満たしている場合に支給されることになっているが、国年法は、第3章第6節に給付の制限に関する規定を置き、第69条には、「故意に障害又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。」と規定されており、第70条には、「故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができる。」と規定されている。

2 国年法に規定された給付制限条項は上記1のとおりであるが、保険者意見は、原処分の理由を、上記給付制限条項を適用して支給停止の処分をしたというのではなく、請求人に認められる本件障害の状態は、覚醒剤の使用によるものであり、当該傷病によるものではないから、国年令別表に定める程度に該当しないとすもの、本件において検討されるべき争点は、「本件障害の状態は、覚醒剤の使用によるものであり、統合失調症によるものではない」という証明命題が証明されたかどうかである。この証明命題が証明されなかった場合に、統合失調症による障害の状態が障害等級2級の定める程度に該当するとして、障害基礎年金の支給を受けていた請求人の確認届提出当時における障害の状態（以下「本件障害の状態」という。）が、国年令別表に掲げる2級の程度に該当しないと認められるかどうかということである。

第4 審査資料

本件の審査資料は、以下のとおり（いずれも写し）である。

「略」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 前記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) まず、請求人に認められる障害の状態が、「覚醒剤中毒後遺症」によるものであるかどうかについて判断する。

資料3によると、請求人は高校2年生の時に、不安神経症により、2～3ヶ月の自宅静養を要すとの診断を受けていることが認められる。

資料4によると、A医師が平成〇年〇月〇日に父親から聴取したものととして、高校入学頃より気分変調がみられ、高校2年の時に、朝起きられず、不登校がちになり、近医（資料3の診断書を作成したB医師）を受診し、「不安神経症」と診断されており、高卒後、就職したが、さしたる理由もなく退職

することを反復し、空笑や、語りかけに対して遅鈍となったため、a病院、保健所に相談して、平成〇年〇月にb病院c科を受診、2週間の入院治療後外来通院とされ、拒薬傾向が強く、平成〇年〇月〇日よりd病院を受診している。d病院初診時の所見は、服薬コンプライアンス不良で、再燃・寛解を反復、短期のアルバイトもできない状態であったとされ、病識不十分で、意欲、発動性低下の他、嘔気、頭痛、身体不調感などが認められ、平成〇年〇月〇日現在の障害の状態も、幻覚、妄想、させられ体験、思考形式の障害のある幻覚妄想状態、無動・無反応のある精神運動興奮状態及び混迷の状態、自閉、感情鈍麻、意欲の減退、その他（病識の欠如、アプラグマティズム、児童性）のある統合失調症等残遺状態で、服薬中断で幻覚、被害妄想（暴力団に狙われ・・・）との記載はあるものの、大麻や覚醒剤の記載は一切ない。

資料1記載の治療歴をみると、d病院には、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの〇年〇か月通院し、平成〇年〇月〇日から再度、b病院を受診していることが認められるが、C医師は、最近1年間の治療の経過等の欄に、「平成〇年〇月〇日当院受診。平成〇年頃まで覚醒剤と大麻を用いていたが、その後は使用していない。月1回定期的に通院している。・・・」と記載しているのである。

資料2によると、C医師は、「覚醒剤中毒後遺症」と診断した根拠について、本人の話として、「16才から30才くらいまで大麻をやっていた」「当時、不良の上のヤクザにクレープを売る仕事を頼まれた。車の運転中接触事故で車の一部が壊れたことに対し、暴行を受け、父親に〇〇万円払えと脅された」「ヤクザが危害を加えにくると思った」ことなどを挙げて、これまでの経過でフラッシュバック様の知覚過敏、易刺激性にあるが、統合失

調症の陽性症状は認められず、就労が続かないことも統合失調症の陰性症状と考えるよりは本来の現実逃避的性格によるものと考えたと回答している。保険者が審査官に提出した意見書によると、保険者は、資料1及び2に基づき、請求人の障害が、「覚醒剤中毒後遺症」であると判断したことが認められる。

しかしながら、請求人の当該傷病の発病時の状態、傷病の経過の中で、平成〇年〇月〇日のb病院の再診時に請求人が申述したとされる上記事実が出てくるまでは、大麻や覚醒剤の記載は、一切認めることができない。しかも、請求人が最初に受診したとされる平成〇年〇月頃のb病院の入院時、外来時の診療録は破棄処分されたため残っていないというのであるから、大麻及び覚醒剤の使用に関する請求人の申述内容について、その裏付けがとられたものとは認められず、上記の記載は請求人の再診査時の申述のみに基づいてなされたことが認められる。さらに、資料4によると、請求人の障害の状態は、平成〇年の〇月〇日のd病院初診時において服薬コンプライアンス不良で、病識不十分とされており、平成〇年〇月〇日の現症でも、被害妄想（暴力団にねらわれ・・・）があるとされているのであるから、平成〇年〇月〇日の上記申述も、被害妄想に支配されて行われた申述であった可能性を否定することができない。

C医師は、要するに、フラッシュバック様の知覚過敏症、易刺激性はあるが、統合失調症の陽性症状は認められないことをもって、覚醒剤中毒後遺症と判断するが如くであるが、これらの身体変調感は、平成〇年〇月〇日の再診時に初めて認められたものではなく、資料4によれば、平成〇年〇月〇日の現症からも、「身体変調感」は認められているのである。そして、審理期日において、保険者代理人（医師）

は、フラッシュバックは統合失調症患者には起こり得ないから、フラッシュバックが本当に起きているとすれば、覚醒剤の使用によるものということ強く意識すべきであり、ヤクザに追われているという言葉は、覚醒剤中毒後遺症あるいは覚醒剤精神病の患者が使うことが圧倒的に多いことから、C医師は、覚醒剤中毒後遺症という判断をしたものと思われる旨陳述しているところである。しかしながら、C医師は、資料1においては「以前ヤクザに脅されたことのフラッシュバックが時々おこる。」としているが、「覚醒剤中毒後遺症」と診断した根拠の照会に対する回答においては、「これまでの経過で、フラッシュバック様の知覚過敏、易刺激性はある」としているにすぎないのであり、「フラッシュバック」があるとしているわけではない。また、フラッシュバックは、強いトラウマ体験（心的外傷）を受けた場合に起こることが知られているから、フラッシュバックがあった場合に、それが統合失調症によるのか、覚醒剤中毒後遺症によるのかの択一関係にあるとするのは相当とはいえない。しかし、請求人は、平成〇年〇月から同年〇月までb病院に入院し、その後も同病院に通院して診療を受けていたとされるのであるが、これらの入・通院時の診療録は廃棄されているために当時の状況は分からないというのであり、請求人の父が作成した病歴・就労状況等申立書においては覚醒剤や大麻に係る事実はもとより、フラッシュバックについての言及はなく、資料4（A医師作成の診断書）及び平成〇年〇月〇日現症に係るA医師作成の診断書にも、そのような記載は全くないのであるから、平成〇年〇月〇日にb病院を受診した際に、請求人が問診に答えて「16歳から30歳くらいまで大麻をやっていた」「覚醒剤は18歳から30歳くらいまでやっていた」と述べたからといって、それ

が、請求人本人による不利益事実の陳述であるという側面を十分考慮に容れたとしても、具体性のない全く抽象的な陳述であることからすれば、客観的裏付けのない本件において、その陳述のみから、そのとおりの事実を認定することはできない。そうすると、現状診断書提出当時における障害の状態が覚醒剤中毒後遺症によるものであると認定することはできないから、現状診断書の傷病名にかかわらず、統合失調症による障害の状態であるとして、その程度について検討することとする。

- (2) 請求人の当該傷病による障害により、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（16号）が掲げられている。

そして、国年法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定と給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定するとされ、統合失調症による障害で障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、

「残遺状態又は病状があるため人格変換、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられている。そして、統合失調症は、予後不良の場合もあり、国年令別表、厚生年金保険法施行令別表第1に定める障害の状態に該当すると認められるものが多いが、罹病後数年ないし十数年の経過中に症状の好転を見ることもあり、また、その反面急激に増悪し、その状態を持続することもある。したがって、統合失調症として認定を行うものに対しては、発病時からの療養及び症状の経過を十分考慮するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされている。

- (3) 前記1の(1)で認定した事実によると、本件障害の状態は、感情昂揚・刺激性、易怒性・被刺激性亢進のあるそう状態と、意欲の減退の見られる統合失調症等残遺状態で、その具体的症状として、「薬が切れると不安、焦燥、知覚過敏などの症状が強くなる。幻覚妄想などの症状はないが、以前ヤクザに脅されたことフラッシュバックが時々おこる。薬物療法により不十分ではあるが、安定した状態にあるが、活動性は低い状態と思われる」とされている。現在の生活環境は、在宅で、同居者「有」とされ、全般的状況は、両親と同居、家族以外との接触はほとんどなく、日常生活能力の判定では、他人との意思伝達・対人関係が、「自発的にはできないが援助があればできる」とされている以外は、適切な食事摂取、身の清潔保持、金銭管理と買物、通院と服薬（要）、身の安全保持・危機対応は「自発的に又は概ねできるが援助が必要」、日常生活能力の程度は(3)とされているのであるから、これらを総合すると、それは前記2級の例示に相当する程度に至っているとま

ではいけない。

- (4) 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の程度に該当せず、もとよりそれより重い1級にも該当しないと認めるのが相当であるから、原処分は結論において、妥当であつて、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。